

事 務 連 絡
令和2年8月13日

各都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について

このことについて、林野庁直轄工事における取扱いを別添のとおり定めましたので、参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知をお願いいたします。

担当：計画課施工技術班積算基準係

2 林整計第 260 号
令和 2 年 8 月 13 日

各森林管理局長 殿

林野庁長官

請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について

請負工事における工期の延長等をした場合の増加費用の積算方法について、別紙のとおり定め、令和 2 年 8 月 13 日より施行することとしたので通知する。

担当：計画課施工技術班積算基準係

請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法

受注者の責めに帰すことができない事由により請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長又は一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知。以下「契約書通知」という。）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算については、以下に定めるところによるものとする。

1 対象工事

発注者が、契約書通知に定める国有林野事業工事請負契約約款（以下「約款」という。）第19条に基づき設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び約款第20条により一時中止（以下「中止」という。）を行う工事とする。ただし、約款第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴い工期の延長を行う工事を除くものとする。

2 用語の意義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場搬入済の材料、機械等……工事の中止以前に工事現場に配送の手配が済んでいる、又は到着している材料、機械等
- (2) 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……工事の中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして取り扱われている材料、機械等

3 工事を中止させる場合の指示

発注者は、工事を中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。

4 基本計画書

- (1) 受注者は、工事を中止した場合においては、次に掲げる事項を明らかにした中止期間の工事現場の維持・管理等に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、協議するものとする。
 - ア 中止時点における工事の出来形、従業員の体制、労務者数、搬入済の材料及び建設機械器具
 - イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - ウ 中止期間における工事現場の維持管理計画
 - エ 工事の再開準備計画
- (2) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。
- (3) 基本計画書の作成に当たっては、工事の再開に備えた方策、中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにするものとする。

5 工期短縮計画書

- (1) 発注者は中止期間の解除に当たり工期の短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と当該工期の短縮について協議し、合意を図るものとする。

- (2) 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期の短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行うものとする。
- (3) 協議に当たっては、工期の短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにするものとする。

6 工期延長等に伴う増加費用

- (1) 工期延長等に伴う増加費用の算定は、受注者が工事現場の維持等に要した費用の明細書を作成（中止の場合は、基本計画書に基づき実施した結果として要した費用により明細書を作成）し、これに基づき、費用算出の根拠数量等を受発注者間で協議の上、行うものとする。
- (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事に係る増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。
- (3) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

7 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に積算するものとする。増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用及び工期の短縮を行った場合の費用とする。

ア 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具並びに労務者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要となる費用等とする。

イ 工事現場の体制の縮小に要する費用

工事現場の体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事現場の体制を中止期間中における工事現場の維持体制に縮小することにより、不要となった機械器具並びに労務者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

ウ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具並びに労務者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

エ 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

オ 工期の短縮を行った場合の費用

工期の短縮を行った場合の費用とは、その要因が発注者に起因する場合には、自然条件（災害等を含む。）に起因する場合の工期の短縮に要する費用等とする。

なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。

(2) 準備工の施工に着手する前に工期延長等をした場合

ア 準備工とは、契約締結後、現場事務所及び工事看板の設置、測量、材料の手配等の本工事の施工に先立って行う工事をいう。

イ 発注者は、契約締結後、受注者が準備工の施工に着手する前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能であると判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に

通知するものとする。

ウ 増加費用は、工事用地等の維持管理に要する費用、現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当とする。以下同じ。）等が想定されるため、明細書に基づき、費用算出の根拠数量等を受発注者間で協議の上、決定するものとする。

(3) 準備工期間に工期延長等をした場合の費用

ア 準備工期間とは、受注者が準備工の施工に着手した時から、本工事の施工に着手するまでの期間をいう。

イ 発注者は、準備工期間中に受注者が本工事の施工に着手することが不可能であると判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知するものとする。

ウ 増加費用は、安全費、営繕費、現場管理費等が想定されるため、明細書に基づき、費用算出の根拠数量等を受発注者が協議して決定するものとする。

8 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、工事の設計書において「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、当該設計書においては、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

9 増加費用の事務処理上の取扱い

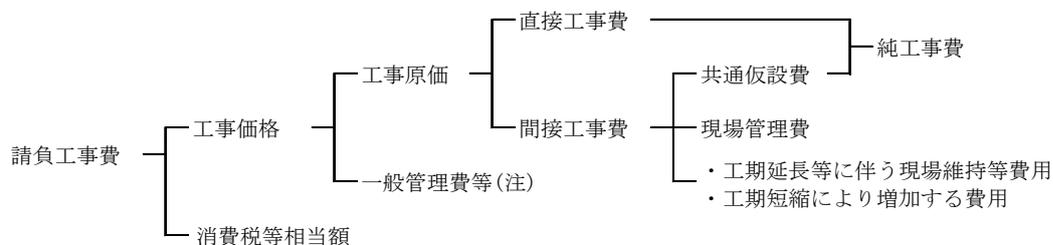
(1) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

(2) 増加費用は、(1)の積算に基づき受注者の請求があった場合に発注者が負担するものとする。

(3) 増加費用については、原契約と同一の予算科目とし、受発注者間において原契約の内容について変更契約を締結するものとする。

10 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

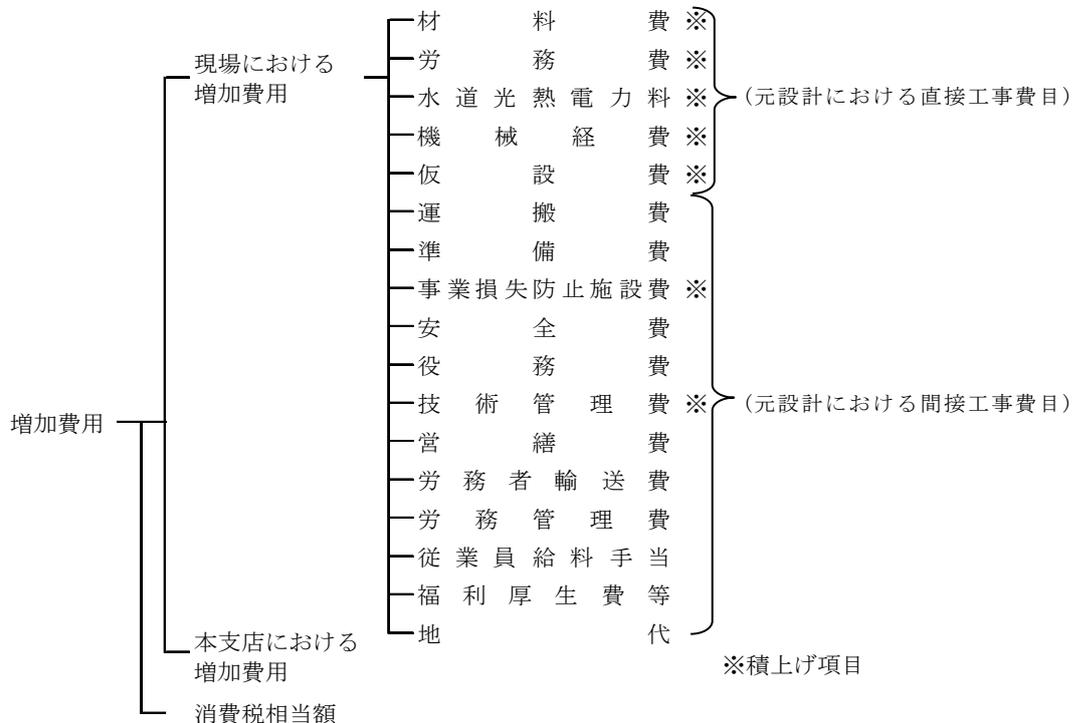


(注) 工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が3ヶ月以内の場合にあっては、標準積算により算定し、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や経常的な維持工事である場合など、標準積算によりがたい場合にあっては、受注者から増加費用に係る見積りを求め、受発注者間で協議を行い、増加費用を算定するものとする。

11 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

(1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は、次のとおりとする。

ア 現場における増加費用

(ア) 材料費

a 材料の保管費用

工事の工期延長等を行ったために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料とする。なお、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。

b 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事の工期延長等を行ったために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費用とする。なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

c 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用とし、次式により算定する。

直接工事費に計上された材料の損料等 = 工期延長等の期間 × 供用 1 日（又は 1 月）当たりの損料

(イ) 労務費

a 工事現場の維持等に必要の労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり、受発注者間の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合

には、その費用とする。

現場に労務者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。

労務費＝延人員×職種別労務単価

b 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者間の協議により工事現場に常駐させたトンネル・潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用とする。

本来の職種外の作業に従事した場合の単価差額は、次式により算定する。

単価差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）

なお、従事した職種の労務費は、従事した工種に計上する。

(ウ) 水道光熱電力料

工事現場に設置済の施設について、工事現場の維持を目的として、発注者の指示又は受発注者間の協議により工期延長等の要因発生時から工事再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力に要する費用とする。

(エ) 機械経費

a 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち、元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次に掲げる費用とする。

(a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、搬出費及び再搬入費（組立て及び解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料及び管理費を含む。）とする。

(b) 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。

機械存置費＝工期延長等の期間×供用1日当たりの損料

(オ) 仮設費

a 仮設諸機材の損料等

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料、賃料及び維持補修の増加費用とする。

損料等の算定については、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。

仮設諸機材の損料等＝工期延長等の期間×供用1日（又は1月）当たり損料等

b 仮設材料の損料等

現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が工事現場に存置する費用を上回ることにより、工事現場に存置することとした仮設材料の工期延長等に係る損料等とする。

損料等の算定に当たっては、aに準じて行うこととする。

c 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないものの、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者の新たな指示又は受発注者間の協議により、発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

費用については、積算要領により算定するものとする。

(カ) 運搬費

a 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類、仮設材等（発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを含む。以下同じ。）のうち、工事

現場外に搬出し、又は搬出したものを工事現場に再搬入する費用とする。

b 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械器具類、資材等のうち、工期延長等が行われたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、又は受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用とする。

(キ) 準備費

現場常駐の従業員又は労務者が行う通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、又は受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用とする。

(ク) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用とする。

(ケ) 安全費

a 既存の安全設備等に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用とする。

b 新たに必要となった工事現場の安全確保に要する費用

元設計には計上されていないものの、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、又は受発注者協議の上で発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

(コ) 役務費

a 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約等に要した増加費用とする。

b 電力・水道等の基本料金

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料金とする。

(サ) 技術管理費

原則として増加費用は、計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。

(シ) 営繕費

工期延長等の要因発生以前に、工事現場に設置済の営繕施設の工期延長等の期間に係る維持費、補修費及び損料額に要する費用とする。

(ス) 労務者輸送費

受発注者協議により工事現場に常駐することとした労務者及び近傍の工事現場等に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。

(セ) 労務管理費

a 労務者の他の工事現場への転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された者（通勤者を含む。）が当該工事現場から転出し、又は転出した後に再転入する場合に必要な旅費、日当等の費用とする。

なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸であり、又は下請会社が直接賃金を支給しており、かつ、当該工事現場に常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（通勤者を含む。以下「専従的労務者」という。）をいうものとする。

- b 解雇・休業手当を支払う場合の費用
受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと発注者が認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用とする。
- (ソ) 従業員給料手当
 - a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械又は電気設備の保安に従事する者を含む。）に支給する給料手当の費用とする。
 - b 工期延長等の要因発生時点において現場に常駐していた従業員に対し、工事現場の維持体制に縮小するまでの間に支給する給料手当の費用とする。
 - c 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に対し支給する給料手当の費用とする。
 - d 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に対し支給する給料手当の費用とする。
- (タ) 福利厚生費等
現場管理費であって、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費及び通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用のうち、工期延長等期間中の費用とする。
- (チ) 地代
現場管理費であって、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代のうち、工期延長等期間中の費用とする。
- イ 本支店における増加費用
工期延長等に伴う工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。
当該費用については、元設計の費用に工期延長等に伴う増加費用を加えた工事原価に対して、一般管理費等率により算定することとする。
- ウ 消費税相当額
現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。

(3) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = d g \times J + \alpha$$

ただし、

G : 工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

d g : 工期延長等に係る現場経費率（単位：% 小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

α : 積上げ費用（単位：円 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$d g = A \left\{ \left[\frac{J}{a \times J^b + N} \right]^B - \left[\frac{J}{a \times J^b} \right]^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

A	}	工種ごとの係数（別表）
B	}	
a	}	
b	}	

- N : 工期延長等日数 (受注者の責に帰す日数を除く。) (単位: 日)
- R : 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役)

別表

工種区分	係数A							係数B							係数 a	係数 b
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)・(3)	一般交通影響有り(2)・(4)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)・(3)	一般交通影響有り(2)・(4)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
治山・地すべり工事	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
海岸工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	—	—	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
森林整備	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
道路工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	—	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	—	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
P C橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
橋梁保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194